議案第47号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月4日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成 12 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。 別表第 1 中

Γ

10	住民基本台帳の閲覧	1 件につき	350 円
11	個人番号カードの再交付	1 件につき	800円
12	印鑑登録証明書の交付	1 通につき	350 円
13	印鑑登録証の交付	1 件につき	350 円
14	身分に関する証明	1 通につき	350 円

を

10	住民基本台帳の閲覧	1件につき	350 円
11	印鑑登録証明書の交付	1 通につき	350 円
12	印鑑登録証の交付	1 件につき	350 円
13	身分に関する証明	1 通につき	350 円

に改める。

附則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第47号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例から「個人番号カードの再交付に係る手数料」の額を 定める規定を削除しようとするものです。